



随時会員募集中！

勝浦市太極拳サークル

美心会だより

【調剤基本料】 薬局ごとに差がある!?

「調剤基本料」薬局ごとに差

保険の調剤薬局で支払う料金には、薬そのものの費用（薬剤料）のほかに、薬の調剤にかかる費用（調剤基本料、調剤料）、患者への服薬指導などに対する費用（薬学管理料）が含まれています。

「調剤基本料」は、薬局が薬の在庫を確保したり適切な管理を行ったりするための費用です。薬局の基本料金とも言うべき費用ですが、薬局のタイプによって値段に差があります。

一つは、地域にある個人薬局など、様々な医療機関の処方箋を受け付けているタイプの薬局です。調剤基本料は41点（1点は10円、窓口負担はその1～3割）です。

二つ目は、病院や診療所の近くにある、いわゆる門前薬局です。特定の医療機関からの処方箋の数や割合が一定以上であることや、同じ調剤薬局グループの処方箋受け付けが一定以上あるなどの条件の違いによって、25点、20点、15点の3段階あります。

三つ目は、病院の敷地内に立てられた薬局。国の規制緩和策によって最近増えつつあり門内薬局とも呼ばれます。特別調剤基本料という名前で10点となります。

場所や役割で3タイプに分類されます

実務薬学総合研究所（東京都）教育事業部長の水八寿裕（みず やすひろ）さんは、「国の政策」

で、かかりつけとしての役割が期待される地域の薬局が高く評価され、特定の医療機関のみの処方箋を数多く受ける薬局への点数は低く抑えられています」と説明しています。

薬局のタイプによる 調剤基本料の種類

調剤基本料

個人薬局など



41点

調剤基本料

病院・診療所の前にある
門前薬局など



25点

20点

15点

特別調剤基本料

病院の敷地内にある
門内薬局



10点

利便性や安さなどを優先して病院の近くの薬局を利用するのか、地域のかかりつけ薬局を持ちたいと思うか、患者の側でも考え方は違うことでしょう。